

(案)

浪江町復興推進計画

令和 年 月 日
福島県浪江町

1. 計画の区域 浪江町全域

2. 計画の目標

本町は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により沿岸部では大津波による壊滅的な被害を受けただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所の事故により全町民が町外への避難を余儀なくされた。

その後、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域を除き避難指示は解除されたが、長引く避難生活から避難先での生活再建が進み、震災前人口約 2 万 1 千人のうち、令和 4 年 10 月末現在で町内居住者は 1 千 9 百人余りに止まり、直近 1 年間においては 3 百人しか増加していない。また、町内事業者においても主力産業であった製造業、工業系事業所は町外で再開し、町内での再開は震災前の約 1,000 事業者に対し 204 事業者（2022 年 10 月末時点）に止まる状況となっている。

本町は、平成 28 年 3 月に策定した「まち・ひと・しごと創生 浪江町人口ビジョン」において 2035 年の目標人口 8 千人を掲げ、昨年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】において新たな産業と雇用を創出することにより町民の帰還や移住定住者に向けて働く場を確保することを示した。この目標を達成するためには、震災前の主力産業である製造業・工業系事業の再開はもとより、新たな産業の誘致と移住定住を強力に推進することが必要である。

本事業では、競走馬育成のための施設を設置するものだが、100 人を超える大規模雇用に期待できる他、関係者の町内居住による生活サービス事業の活性化及びカイバの調達や糞尿を堆肥化することで地元農業振興に寄与すること並びに競馬関係者の往来による交流人口拡大にも寄与するものであり、新たな産業と位置付けることができる。また相馬野馬追に代表される町（標葉郷）の伝統である馬とのつながりという点においても文化、歴史の継承に貢献し、町民に愛着を感じさせる施設である。

以上のことから本事業は雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図ることを目標とする。

3. 計画の目的を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、地元農業振興、新産業による交流人口拡大及び文化・歴史の継承への貢献が見込まれる競走馬育成事業に対して、立地企業の設備投資を支援する。

(案)

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容
「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に新規立地する「株式会社 Blooming Stables」(以下「対象事業者」という。)が、浪江町大字末森、大堀地区内において競走馬育成施設の新設をするために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

町内の生活関連サービス業(娯楽業)において従業員数、売上金額ともに占有率第1位となることが見込まれる中核的産業である。また、全体で128人の新規雇用を計画している。

したがって本事業は本計画の目標である「雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業である。

③ 東日本大震災復興特別区域法施行規則第2条に規定する該当事業
東日本大震災復興特別区域法施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社三菱UFJ銀行、株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(東日本大震災復興特別区域法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本町では、平成29年3月31日に一部地域を除き避難指示が解除され、徐々にではあるが町民の帰還が進んでいる。また、当該事業地は帰還困難区域であるが、令和5年3月に避難指示解除を目指す特定復興再生拠点に位置している。

こうした中で競走馬育成施設を新設することは、新産業による交流人口拡大及び文化・歴史の継承への貢献だけでなく、100名を超える新規雇用が創出される計画のため、町全体が活性化することはもちろん、復興による住民帰還の加速に

(案)

大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、浪江町、福島県、浪江町商工会、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、対象事業者を構成員とする浪江町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。